

水資源の保全に係る制度創設について

水大気環境課

1 趣 旨

水資源は、本県において将来にわたって引き継いでいかなければならない県民共有の貴重な財産であるが、近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下による地下水の減少が懸念されている。そこで、「水源林・水源・地下水保全対策部会」における検討結果を踏まえ、本県の豊かな水資源を保全するため、条例化を含めた新たな制度を創設する。

2 水源林・水源・地下水保全対策部会の検討

(1) 部会の検討結果から出された課題

- 水源林（土地利用）及び水資源（取水）の両方の規制がない個人所有林があること。
- 国及び県において、地下水の保全を目的とした法律及び条例は制定されていないこと。
- 「地下水の保全に関する市町村条例」のある市町村においても、規制の内容に差があり、有効に機能する規制の在り方について検討が必要であること。
- 特に保全が必要な水源地では、取水等を目的とした土地取引の事前把握が必要であること。

(2) 県の基本的な考え方

水資源やこれを涵養する水源林は、県民の生活に不可欠な県民共有の貴重な財産であることから、特に重要と認められる水資源及び水源林については、県及び市町村による公的管理の下に、持続的な保全を図ることを県の基本的な考え方とし、既存制度の活用や新たな制度の創設も視野に、水源地等の保全を図る。

3 今後の県の対応

水資源の保全（環境部）

- 1 環境審議会への諮問
水資源保全のあり方などについて、環境審議会に専門委員会を設置し、検討を行う。
 - ① 水資源保全に係る制度創設の検討
(水源地域における土地取引等の事前届出制度など)
 - ② 第5次水環境保全総合計画の策定
水資源保全対策を重要な柱と位置付け、涵養対策をはじめとした施策を計画に盛り込む。
- 2 地下水取水に関する規制整備の検討
県と市町村の役割分担などについて、市町村と協議し方向性を出す。
 - 市町村条例整備への支援
 - 広域レベルでの規制のあり方等についての検討及び調整 など

本県の豊かな水資源を将来にわたって保全するため、条例化を含めた新たな制度を創設する。

水資源の保全に係る条例化を含めた新たな制度創設への方向性

—県民が豊かな信州の水を将来にわたって享受するために—

水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で大切な資源である。

この水資源は、本県において将来にわたって引き継いでいかなければならない県民共有の貴重な財産である。



現状と課題	<p>○近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されている。</p> <p>・外国資本による森林買収 ・水田の荒廃等による地下水の減少 ・地下水の豊富な地域におけるペットボトル工場の進出</p> <p>○水資源は、県民共有の貴重な財産であり、公的な管理の下で持続的な保全を図る必要がある。</p>
-------	--



新たな制度創設への方向性の検討

○水資源を保全するためには、いつ、誰が、どのような目的で水源地域の土地取引等が行われるか常に把握し、当該土地の取引等について適切に指導・監視していくことが必要である。

⇒①水源地域における土地取引等の事前届出制度の創設

○国際的な水資源の確保の重要性の高まりに伴い、日本国内でも豊かで質のよい水資源を求める動きが予想され、無秩序な地下水採取が行われないよう管理することが必要である。

⇒②水源を守るための取水規制

○地下水の水量の保全を図るため、地下水の涵養等により安定的な水資源を確保することが必要である。

⇒③地下水の涵養対策、水資源の保全に係る普及啓発など

①水源地域における土地取引等の事前届出制度の創設について

現 状	<p>○水源地域には、法令等の規制のない民有地もあり、行政の関与がないまま土地取引が行われる可能性がある。</p> <p>○現行の土地取引に係る規制について、許可又は事前届出により所有者が把握することができるのは、農地及び一部の地域のみである。また、事後届出により所有者を把握することができるものについても、一定規模以上の面積が必要とされている。</p> <p>○市町村においては、それぞれの水源地の土地所有の実態把握に努めているが、水源地域の土地取引について、県に対して事前把握を望む声が多い。</p>
-----	--



○水源地域の土地取引に関して県が事前に把握し、市町村とも情報を共有しながら、行政が関与できる仕組みが必要である。



- 事前把握するためには、新たな届出制が必要である。
- 届出という義務を課すためには、条例による措置が必要である。

期待される効果

- 土地取引に対し、一定の義務を課すことで、水源地域における土地の独占を未然に防ぐ可能性が広がる。
- 保全が必要な水源地域における土地取引を事前に把握することで、効率的に公有地化を進めることができる。
- 購入予定者に対して、当該地域が重要な水源地域であることを周知できるとともに、水資源の保全への協力を求めることができる。

今後の主な検討事項

新たな届出
制の導入に
係る論点

○水資源を保全するために特に重要な地域について、「水資源を保全するための地域」として指定することを検討する。

- ・どのような地域を指定すべきか。
- ・どのような手続で指定すべきか。
- ・現行の長野県水環境保全条例における「水道水源保全地区」との整合

○新たな届出の方法について検討する。

- ・届出義務者の考え方（売主か、買主か）
- ・届出の対象となる行為の考え方（土地の売買行為、相続など）
- ・届出を要する面積の考え方（下限面積を定めるか）
- ・現行制度（国土利用計画法など）との関係

○届出に対する行政の関与等について検討する。

- ・届出に対する行政の関与の考え方（指導、助言など）
- ・届出の実効性を確保する措置の考え方（公表、罰則など）

②水源を守るための取水規制について

現 状	<ul style="list-style-type: none">○地下水の採取に対して規制が無い場合、実質的に自由に採取が可能となり、地下水が減少する可能性がある。○77 市町村のうち既に46市町村が地下水の保全に関し、何らかの規定を盛り込んだ条例等を有している。ただし、その内容には、水量規制の有無や届出制から許可制など、幅がある。○市町村においては、地下水の取水規制について、市町村自らの規制を望む声が多い。
-----	--



- 多くの市町村が水道事業を行っており、水道水源である地下水の保全は市町村が行うことが妥当である。
- 地下水は、地域によって賦存量、依存率、需給見通しが異なることから、県全域で同一の規制をすることはなじまない。
- 地下水の利用を産業振興や企業誘致の活用手段として考えている市町村もあり、県全域で同一の規制をすることはなじまない。



- 地下水取水に関する規制は、市町村による条例等で規制することを基本とする。
なお、地下水益単位で規制のレベル合せが必要な場合は、地域単位の連絡会議等を通して、県が調整する。

期待される効果

- 水資源の無秩序な独占を防止できる。
- 地下水の取水を規制することで、公共水道の利用減少の抑制になる。

③地下水の涵養対策、水資源の保全に係る普及啓発など

現 状	<ul style="list-style-type: none">○地下水の涵養量は、降水量に大きく左右されるが、長期的に減少傾向である。○地下水の水量の保全のための具体的な対策が十分講じられていない。○地下水の水質はおおむね良好な状態が保たれているものの、一部に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が確認されている。
-----	--



- 地下水位の回復に向けて地下水の涵養を推進し、地下水の水量及び水質の保全を図る必要がある。
- 地下水を保全するためには、地下水の涵養対策を行うとともに、地下水の合理的な使用（節水及び水利用の合理化）などの普及啓発も必要である。



○地下水の涵養対策等については、今年度策定する「第5次長野県水環境保全総合計画」に盛り込み、当該施策を推進する。

期待される効果

○地下水の涵養対策等を継続的に実施することにより、安定的な水資源の確保が図られる。